

岐阜市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）に係る協定締結に関する要領

令和6年4月10日決裁

（趣旨）

第1条 この要領は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、市内の施設を気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条の規定に基づく指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定し、及び施設の管理者と協定を締結するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（指定暑熱避難施設の指定及び協定締結）

第3条 市長は、気候変動適応法第21条第1項に定める基準に適合する施設を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定することができる。

2 市長は、指定しようとする施設（市が管理する施設を除く。）について、気候変動適応法第21条第3項の規定に基づく指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）に係る協定（以下「市長との協定」という。）を協定書（様式第1号）により、締結しなければならない。

（協定締結の申入れ）

第4条 所有している施設等を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として、市の事業に協力するため、市長との協定を締結しようとする者は、協定締結申入書（様式第2号）を市長に提出することができるものとする。

2 市長は、前項の申入書が提出され、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として必要と認める場合は、協定を締結するものとする。

（庶務）

第5条 この要領に関する庶務は、脱炭素社会推進課において処理する。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月24日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）に係る協定書

〇〇（以下「甲」という。）と岐阜県岐阜市（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）としての指定及び運営に当たり必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（協定の目的となる指定暑熱避難施設）

第3条 この協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 名称
- (2) 所在地

（供用部分）

第4条 対象施設において、住民その他の者の滞在の用に供する部分（以下「供用部分」という。）は、別図のとおりとする。

（開放可能日等）

第5条 対象施設の開放可能日等、開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 開放する曜日
- (2) 開放する時間帯
- (3) 開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数

（施設の管理）

第6条 対象施設の管理責任者は、次に掲げるとおりとする。

所属部課：

役職名：

氏名：

連絡先：

- 2 甲は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の基準に適合するように、対象施設の供用部分を適切に維持管理するものとする。
- 3 乙は、対象施設の供用部分について、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、甲に対し、改善を申し入れることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時の対応）

- 第7条 乙は、岐阜県を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに甲に伝達するものとする。
- 2 甲は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するものとする。
 - 3 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、甲においてこれを行うものとし、必要に応じ乙に協力を求めることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応）

- 第8条 甲は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞り場所として、第5条に定める開放可能日等において、対象施設のうち第4条に定める供用部分を一般に開放するよう努めるものとする。
- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により供用部分を一般に開放する場合において準用する。

（変更の協議）

- 第9条 甲は、対象施設の営業時間の変更、増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ乙と協議するものとする。

（協定の有効期間）

- 第10条 この協定の有効期間は、協定の締結日から同日の属する年度の3月末日までとする。ただし、当該期間の満了の3か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 11 条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めがない事項について
取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書 2 通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自 1
通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所

氏名

乙 住所

氏名

様式第2号（第4条関係）

指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）に係る協定締結申入書

年 月 日

（あて先）

岐阜市長

住所

申入者

氏名

岐阜市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）に係る協定締結に関する要領第4条の規定により、次のとおり指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）に係る協定の締結を申し入れます。

1 施設の概要

施設名	
所在地	
開放する曜日	
開放する時間帯	
開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数	

2 提出書類

- (1) 施設等において指定暑熱避難施設として想定する場所の図面・写真
- (2) 開館日（営業日）等通常の運営状態が分かる資料
- (3) アクセス、交通、駐車場が分かる資料

※申入者が法人の場合にあっては、「住所」については、主たる事務所等の所在地を記載し、「氏名」については、その名称及び代表者の氏名を記載すること。